

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)	
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (蛭川集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 ・本集落における作付品目は、水稻、果樹(りんご、ぶどう)、キュウリであり、一部入り作(法人等)があるものの、現状は集落内農業者が区域内農地の殆どを耕作している。 ・専業農家は、水稻中心10名(入り作農家含む)、果樹中心2名である。 ・自作意向農家(果樹含む10経営体)、入り作農家(3経営体)、新規就農(1経営体)を地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付けし、集落農業を維持・継承していきたい意向にある。 【課題】 ・農業従事者が高齢化するとともに、後継者が不在である。 ・複合経営と作業機械能力が低下(老朽化等)している現状の中で、区域内農地の大部分を占める水稻の規模拡大(集積)は困難になっている。 ・果樹においては老木化もあり、縮小や廃作が増加する傾向にある。 ・集落担い手農家が営農継続していくうえで、機械・施設等生産基盤の強化・充実が必要である。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化が図られているとともに、集落内の相互協力体制が構築され、「集落ぐるみ」で持続可能な農業経営を支え、農業を柱とした集落コミュニティが維持・継承されている。	
①水稻	栽培方式：慣行栽培
②果樹	栽培方式：慣行栽培、高密植栽培等省力化技術栽培の新規導入

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・本計画を集落全体で共有し、集落担い手農家相互が協力・共存する集落農業確立に向け、話を重ねていく。 ・離農や規模縮小等に伴う農地の取扱は、水田は①集落担い手農家のうち水稲作農家(8経営体)、②入り作農家(法人2経営体)の優先順位を基本に進めていく。また、樹園地は所有者自らが更地化することを基本に、果樹自作意向農家(2経営体)及び新規就農者(1経営体)への集積を進めていく。 ・集落担い手農家にあっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積を基本に進めていく。 ・機械・施設等の強化・充実は補助事業の活用を推進するとともに、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入も検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針 集落担い手農家への農地集積・集約化においては、農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針 地域における農地集積・集約化の進捗に合わせながら、水田の大区画化(畦畔除去、均平作業)に取組み、作業効率化と生産性向上につなげていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新規就農希望者を地域農業(果樹部門)の重要な担い手として位置付け、就農準備段階から集落ぐるみで支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 水稲における、直播作業や防除・追肥作業においては、町内でも作業受託体制が構築されているため、農家ごとに実情を考慮しながら活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--